

熊谷市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和2年8月27日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 権 田 清 志

令和2年度上下水道部定期監査結果報告書

1 監査等の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査等の対象

(1) 対象部局等

上下水道部 経営課、水道課、下水道課

(2) 対象事務

令和元年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査等の着眼点

(1) 収入事務 ① 帳票等と現金は突合しているか

② 滞納整理の手続きは適切に取られているか

(2) 支出事務 ① 必要な手続きは行われているか

② 適正な支出となっているか

(3) 契約事務 ① 安易な随意契約を採用していないか

② 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか

③ 検査結果通知書等は作成されているか

(4) 財産管理 ① たな卸は適切に実施されているか

② 貯蔵品出納簿は整備されているか

(5) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査等の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 現金出納簿

(イ) 滞納状況、滞納整理の実施状況

(ウ) 社会資本整備総合交付金

(エ) 受益者負担金

イ 支出事務

- (ア) 水道事業運営審議会委員報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 事務機器借上料
- (エ) 水質検査手数料
- (オ) 施設修繕料

ウ 契約事務

- (ア) 水道庁舎ワックス・窓ガラス清掃業務委託
- (イ) 公営企業会計アドバイザー業務委託
- (ウ) 浄配水場運転管理等業務委託
- (エ) 東部第5水源ポンプ等更新工事
- (オ) 久下・太井地内配水管布設工事
- (カ) 建設資材価格特別調査業務委託
- (キ) 元荒川第5処理分区下水道工事

エ 財産管理

- (ア) 貯蔵品の管理

オ その他

- (ア) 出勤簿

5 監査等の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、議会棟第一委員会室

(2) 監査期間

令和2年5月29日から同年6月26日まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 債権管理台帳はシステム入力したものをこれに代えているが、滞納が発生した場合には台帳で債権を把握しておく必要があり、債権の内容、納期限、督促等の状況を詳細に台帳に記録しておくべきである。

【経営課】

イ 下水道使用料の滞納処分について、交付要求書に必要事項が記載されていないなどの不備が見られた。また、その際、滞納者に対する要求通知書が未送付となっていた。国税徴収法第82条及び同法施行令第36条に準拠して適正な事務処理を行うべきである。

【経営課】

(2) 支出事務

ア 出張命令及び旅費の支払い根拠となる会議や研修等の通知に一部收受番号、合議がないものがあつた。また、復命書の一部に出張日、場所等の記載漏れがあつた。熊谷市文書管理規程第 8 条等に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【経営課、水道課、下水道課】

(3) 契約事務

ア 水道庁舎ワックス・窓ガラス清掃業務委託について、仕様書と請書で履行期限が異なっていた。文書主任をはじめ、所属員などがチェック機能を果たしながら適正な事務処理を行うべきである。

【経営課】

イ 委託契約について、業務の完了報告書に文書收受されていないものがあつた。熊谷市文書管理規程第 8 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【経営課、水道課】

(4) 財産管理

ア たな卸について、熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程第 58 条に基づき、受払いが常に確認できるよう、貯蔵品出納簿を備え、適切な事務処理を行うべきである。

【経営課、水道課】

イ 量水器のたな卸を経営課の担当職員と副課長で実施していた。熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程第 60 条に基づき適切に実施するべきである。

【経営課】

(5) その他

ア 起案文書が修正液で修正されている、起案文書に鉛筆書きがある、文書公開の欄があいまいといった事例が見られた。熊谷市文書管理規程第 6 条に基づき文書主任が適正な事務処理を行うべきである。また、文書主任がその責務を果たせるよう、配慮すべきである。

【経営課、水道課、下水道課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

(1) 内部統制について

今回の監査は、平成 29 年改正地方自治法により策定した「熊谷市監査基準」（令和 2 年 4 月 1 日施行、以下「新基準」という。）に基づき実施した初めての定期監査であり、新基準の実施基準であるリスク・コントロールの視点から、内部統制の制度化に向けて必要な事務処理要領やマニュアル等が整備されている

か、また、それらが十分に機能しているかについても併せて監査を実施した。

前記6の監査結果で指摘した事項は、各業務の基本的かつ根幹となる重要な手続きであり、早期に事務処理要領（例えばたな卸実施要領）やマニュアルの整備・点検を行うべきである。

人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増加など厳しい経営環境の下で、経済性の発揮と公共の福祉の増進を目指し、一層の経営努力が求められている中、令和元年度からは下水道事業会計についても、民間企業と同様に正規の簿記の原則、複式簿記を用いた公営企業会計の適用に移行した。

こうした背景から、内部統制制度の整備・運用は、上下水道部における喫緊の課題であり、本市全体の内部統制制度の制定に向けた牽引者になることを期待する。

(2) 不納欠損処理について

水道使用料は民事上の私債権であり、2年間（本年4月以降の発生分は5年間）で消滅時効となるが、相手方が時効の援用を行使するか、債権放棄について議会の議決がない限り、当初の履行期から10年を経過しなければ免除の対象とならないことから、こうした不納欠損処理額は、決算上の数値にとどまり、取立不納の債権を長期間簿外で管理することになる。

債権管理事務の適正化・効率化の観点から、早期に債権管理条例を制定できるよう、市全体の課題として他の債権管理部署と連携を図りながら、具体的な取組を行うべきである。